## 5月18日総会報告に係るご意見(事業者回答)

■その他:日本イコモス国内委員会の指摘に対する事業者の説明

事業名:(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

		(仮称) 神呂外宛地区巾街地再開発		
No.	通し	審議会委員からのご意見	回答	
	番号			
1	$35\sim$	神宮外苑広場を大きく改変したう	本事業では、これまでミティゲーショ	横田委員
	40	えで「一部を保全する」ことは、残	ンの観点から回避、低減、代償の各段	
		された本数の樹木がこれまでと同	階において検討を進めてきておりま	
		等に生育し続けられること (群落が	す。	
		「維持される」こと)と同義ではあ	まず、回避に関しては、当該エリアで	
		りません。また、「一部を保全する」	最も景観的に重要なイチョウ並木を回	
		ことと「移植して復元する」ことが	避し、自然環境面からアズマモグラな	
		同等に扱われていますが、同等では	どが確認されている緑地(並木東側)	
		ありません。ミティゲーションのヒ	も同様に改変を回避する計画としまし	
		エラルキーからも、回避>低減>代	た。	
		償です。	ただ、神宮外苑広場(建国記念文庫)	
		まず、なぜ神宮外苑広場の改変を回	については、現況の秩父宮ラグビー場	
		避した事業を実現できないのか、に	及び神宮球場を供用しながら新ラグビ	
		対して客観的に理解ができないこ	ー場をラグビー競技の国際大会が実現	
		とに重要な問題があると思います。	できるフィールドサイズ等、競技に必	
		また、「一部を保全する」低減措置	要な要件を満たすよう建設する必要が	
		が、どの程度有効なのかが客観的に	あるため、用地確保の関係から改変の	
		立証される必要があります。	回避ができないと判断しております。	
		そして、「移植して復元する」代償措	低減措置については、神宮外苑広場(建	
		置が、どの程度実現性があり、どれ	国記念文庫) の全てを改変するのでは	
		だけ復元できるのか、客観的に立証	なく、極力樹木を存置するといった低	
		される必要があります。とくに、樹	減措置を検討しています。さらに新た	
		勢を損なう形で移植されたり、十分	なラグビー場の設計においては新ラグ	
		な生育環境を得られない環境に移	ビー場設計者に対して、既存樹木の保	
		植されることで、生態系や景観の質	全等に留意したデザインなどを引き続	
		を復元することができないことが	き検討するよう要請してさらなる低減	
		懸念されます。	を図る計画です。	
		それぞれ、客観的に説明を頂く必要	その他、様々な回避低減を行った上で、	
		があります。	回避低減が難しいと判断されたものに	
			ついては、代償措置として移植を行っ	
			て環境の復元を行います。復元する樹	
			林の質の確保のために、神宮外苑広場	
			(建国記念文庫) と同様に常緑落葉混	
			交林で構成された階層構造を有するま	
			とまった樹林帯を復元し、代替措置も	
			しくは低減措置のいずれかと併せて事	

No.	通し	審議会委員からのご意見	回答	
No	通番号 38・39	・「緑のネットワーク」に関しては、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	後画で記していれば、度生保計果を後応子でいたです。 ですいれが深の確生性の方を検にでする。 ですいが、変していい、しいでは、 をではいが、変していい。 でではが、移況の確ととの、表にによりでいい。 でではが、移況のでは、 を関えるでは、表していい。 ででは、移況のでは、 を関えるでは、 を関えるでは、 を関えるでは、 を関えるでは、 を関えるでは、 を関えるでは、 を関えるでする。 との、 を関れていい。 のの、 を関いているでは、 ののののでは、 のののののののののでは、 のののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいるでは、 ののでいる。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでいる。 ののでは、	水本委員
		対する見解が大きく異なることも 重要な視点である。この点での議論 は、都市の緑を考えていく上で大変 に重要な視点ではあるが、これをア	そのため、上記に基づき緑のネットワークの整理を行っておりますので、歴史的な観点でのご意見と齟齬が生じているものと考えます。	

No.	通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
3	41	「移植が可能であり、活着し、樹勢を損なわずに生育し続けられる」との予測・評価やその根拠が評価書に記載されていない点に問題があります。「今後も検討を進めてまいります」では十分な回答とは読み取れません。すでに評価書が提出された後であり、「今後」に入っている段階ですので、移植可能の旨の具体の根拠、移植後の予測について、現時点までの情報をもとに、早急に明らかにしていただきたいと考えます。	秩父宮ラグビー場東側のイチョウ 19 本については、野球場棟の基本・実施 設計と合わせて移植の可否を検討し、 その結果を秩父宮ラグビー場の解体でご 報告する予定です。 当該イチョウ 19 本の今後のスケジュる 2027 年頃までに移植検討を行い、された 後、移植を実施する計画でで流施と判断された 後、移植を実施する計画で流施とでは、再生復元する文化の移植木にした、 また、び中央広場周り等の移植木にした 維持ではかっては特別での移植を関連を行い、定期的管理を経済でに が状況にわたって緑地環境の保全を対し、 将来にす。 今後、神宮外苑広場(建国記念文庫) の仮移植計画について、 まりりにいて、 の仮移植計画について、 が状況におって、 計画であるとおり 10 月頃に 事後調査報告書を作成してご報告いた します。	横田委員
4	41	・秩父宮ラグビー場前のイチョウ 19 本については、最終的には移植する方向性でしたが、これについて、技術的に可能かどうか、が問われています。 ・イチョウに関しては、保存としてな4列のイチョウ並木についてまだ伐採されると誤解しているチョウがどう扱われるかを、総会においては画像入りでしっかりと示すべきかと思います。その上で、秩父宮ラグビー場前の19本について、審議会として①技術的に可能か否の場合として①技術的に可能か否の場合にどうすべきかを考える必要があろうかと思います。	・秩父宮ラグビー場東側のイチョウ 19本については、今後詳細な調査を行い移植の可否を検討するため、「移植検討」とするとさせて頂いております。枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根があるものの、根の調査を適切に実施し、移植の可否を検討し、その結果を秩父宮ラグビー場の解体の時期までに事後調査報告書においてご報告する予定です。・イチョウの扱いについては、「資料 2-2」の末尾に示した図のとおり計画しております(秩父宮ラグビー場東側のイチョウ 19本は前述のとおり移植検討としております)。	水本委員

No.	通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
5	42	アオダモの生態学的由来に関する 指摘に対して、文化的な根拠(バット材)を述べていますが、生態学的 な妥当性を回答することが必要で す。	全ての植栽が生態学的観点で選定しているわけではございません。生態学的な妥当性ではなく、野球へのゆかりといった多様な緑の景観に配慮することを考慮いたしました。なお、生態系に関する予測箇所に当該種を記載しているため誤解を生じさせたものと考えており、今後の事後調査報告書では生態学的観点から選定した種とそうでない種がわかるよう、適切に記載します。	横田委員
6	41、 42、 48	非常に重要なご検討だと思います。 検討結果については、事後報告では なく、決定前の検討内容についても 審議会にご報告を頂けますでしょ うか?	ご指摘の検討結果(秩父宮ラグビー場 東側のいちょう19本を移植検討し、そ の結果を秩父宮ラグビー場を解体する 2027 年頃までに事後調査報告書にお いてご報告すること、アオダモを植栽 樹木として取り入れること、中央広場 をケヤキ、サクラ、モミジ類、カシな ど常緑落葉混合の多様な樹種構成とす ること)については、評価書p.337,346 に記載し、12月及び1月の審議会にお いて提示させて頂きました。	保高委員
7	43	「絵画館前も含めて風致地区条例を遵守し風致地区内での移植を行う計画である」とありますが、事業区域内と事業区域外のどちらから、どこにどのように移植木を配置するのか不明確です。本事業における「移植による復元」の度合いがどのように評価されるのか、客観的に示す必要があります。	今後、神宮外苑広場(建国記念文庫) の仮移植計画について、事後調査計画 書の p. 103 に記載のとおり 10 月頃に 事後調査報告書を作成してご報告いた します。 また、本移植の計画については事後調 査計画書の p. 105 に記載のとおり、 2033年9月頃に報告する予定としてお ります。	横田委員
8	45 46 55	一部のみ樹木を残した神宮外苑広場北側の保全エリアで「再生・復元」することは不可能です。本数としての残置量ではなく、質としての劣化を予測する必要があります。質を高める措置がない限り、一方向的な劣化であり、「保全エリア」とは言えません。そのための措置はどのように考えており、どの程度の効果を予測	改変する神宮外苑広場(建国記念文庫) の樹林地については、ラグビー場棟の 建設によって樹林面積が縮小するため 質の劣化は免れませんが、現況と同様 に階層構造を有する樹林やを保全する とともに、改変によって開けた部分に は林縁植物を移植し、林内の湿潤環境 を保全して生態系を維持する計画とし ており、影響は限定的と考えます。	横田委員

No.	通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
	省	されているのでしょうか。また、新たに移植樹木を集めて配置する文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、これまでの生態系が「復元」される、とする客観的根拠を示す必要があります。という客観的な情報をもとに説明される必要があります。	また、一次では、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいいでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいいで、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きいのでは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	
9	46	回答に活力度調査の結果について 示している部分(例えば、資料編、 P○○等)を記載をしてください。 事務局にお伺いをしたいのですが、 イコモスの調査と事業者の調査に	神宮外苑広場 (建国記念文庫) の樹木 の活力度調査結果は資料編 p. 426~ 430 に記載しております。 神宮外苑広場 (建国記念文庫) の保存 樹木 58 本のうち、38 本が科学技術庁	保高委員

No.	通し	審議会委員からのご意見	回答	
	番号			
		おいて判断が分かれておりますが、	資源調査会の基準で「活力度 A (正常な	
		活力度自体の結果が違ったのか、そ	もの)」または「B (普通、正常に近い)」	
		れとも保存可能か否かの判断基準	となっております。	
		が違ったのかについて、わかりまし	残りの20本のうち19本は、「C (悪化	
		たらご教示ください。	のかなり進んだもの)」、1 本は「D (顕	
			著に悪化の進んでいるもの)」でありま	
			すが、再生復元する生態系に配慮した	
			維持管理を行い、定期的なモニタリン	
			グ状況に応じた順応的管理を継続する	
			ことで、保存エリアとして残すことが	
			可能であると考えています。	
			「現地調査を行った結果、保存可能な	
			樹木数は10 本にみたない」と記載さ	
			れておりますので、保存可能か否かの	
			判断基準に相違があると考えておりま	
			すが、上記のとおり活力度調査を行っ	
			た上で 58 本を保存可能と判断してお	
			ります。	
10	47	「中央広場周辺」「文化交流施設棟	評価書 P373~374 に示したとおり、文	横田委員
		南側広場」での環境形成により、指	化交流施設棟の南側については神宮外	
		標種としている鳥類・昆虫類の生息	苑広場(建国記念文庫)等から移植し	
		が十分期待できるとしていますが、	たシイノキ・トウカエデ等の樹木を中	
		生態系の復元は、単なる指標種の一	心に植栽し、様々な樹高の移植木を植	
		次飛来や立ち寄りではなく、個体群	栽し階層構造を有することで、密な林	
		規模や、重要な上位種の生息、種間	床に生息する土壌動物やジョロウグ	
		関係の維持など、生態系ピラミッド	モ、ムラサキシジミといった昆虫類に	
		や食物連鎖の観点から説明される	加え、これらを餌とする鳥類などによ	
		必要があります。	って構成された豊かな生態系を復元・	
			形成する計画です。	
			文化交流施設棟周辺及び中央広場廻り	
			において、神宮外苑広場(建国記念文	
			庫) の比較的暗い林相を復元すること	
			により、そうした環境を好むムラサキ	
			シジミや、生態系の上位に位置するコ	
			ゲラやシジュウカラ、ヒヨドリといっ	
			た鳥類、計画地全域で確認されている	
			アリ科の土壌動物が生息すると考えら	
			れることから、これらの種を指標種と	
			しています。	
			生態系ピラミッドや食物連鎖の観点か	
			ら、当該地域の生態系を指標する生物	

No.	通し	審議会委員からのご意見	回答	
	番号			
			を選定しており、それらの生息状況か	
			ら、当該エリアの生態系を事後調査計	
			画書 p.78 に記載の方法でモニタリン	
			グし、事後調査報告書を 2036 年 12 月	
			頃に提出して報告する予定です。	
11	48	林床環境の保全・復元がどの程度実	生態系保全のための予測等はアセスメ	横田委員
	49	現されるのかを客観的、すなわち定	ントの既存事例を参考に、東京都環境	
		量的に予測する必要があります。動	影響評価技術指針に基づき植物群落調	
		物についても、HEP や生息適地モデ	査で把握した各群落の階層構造、構成	
		ル等、都市部でも活用できる定量評	種、その他別途実施している植物相、	
		価手法があるはずです。	動物相、土壌環境調査の結果などから	
		それぞれ、なぜ、定量的な予測手法	行っているものであり、審議会の意見	
		の適用を検討されてきていないの	を踏まえて、適正かつ科学的な予測評	
		でしょうか。	価となっているものと考えています。	
			なお、定量的な評価を実施するために	
			は指標種などの生息環境に関する別途	
			調査が必要となりますが、本事業にお	
			いては調査計画書において計画して実	
			施した調査をもとに予測評価を実施い	
			たしました。	
12	50	「都市の風致を維持する」と述べて	「都市の風致」は、都市において自然	横田委員
		いますが、樹木を移植したうえでど	的な要素に富んだ土地における良好な	
		のように群落を形成し、風致を維持	自然的景観とされています。	
		するのか、その実現方法を客観的に	神宮外苑においては、多様な樹種で構	
		示す必要があります。	成された階層構造を有する樹林地が形	
			成されており、神宮外苑広場(建国記	
			念文庫)や移植先である文化交流施設	
			棟周辺及び中央広場廻りも含めて、こ	
			のような階層構造を有する樹林地を創	
			出し、風致を維持する計画です。	
			また、風致地区条例に基づく当該エリ	
			アの機能を維持するために、移植樹木	
			の活力度調査結果等を踏まえた順応的	
			管理に基づき適切に管理するととも	
			に、その状況も含めて変更届を提出し	
			て報告する予定です。	
			また、移植計画の深度化に伴い、移植	
			時期、方法、現況の土壌環境の状況を	
			踏まえた植栽基盤確保の考え方、仮移	
			植期間における養生計画及び養生期間	
			中のモニタリング結果を反映した本移	

No.	通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
			植計画等については今後、事後調査報 告書等において報告いたします。	
13	53	「生態系ネットワークを維持」とありますが、なぜ「維持」と言えるのかが問われています。移植木の配置(移転)、は「維持」のための措置とは異なります。群落の量と質が変わって、なぜネットワークが維持されるのか、客観的な情報をもとに説明する必要があります。	一中では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	横田委員
14	53	イチョウの活力度の調査結果につ いては、イコモスの調査は 2022 年	ます。 指摘のあった一部のいちょうが他のい ちょうと比較して落葉が早い状態であ	保高委員
		に実施されておりますが、事業者の	ることを日常管理の際に認識してお	
		調査は 2020 年までに実施されており、結果として新しいイコモスの調	り、専門家の見解をふまえ施肥や土壌 改良 措置等の対応を実施しておりま	
		査においては「毎木調査番号29,	す。また 2022 年の春には、先端から	
		34,35,36,38,40」に ついて活力度が落ちているとの指	新芽が出て葉が成育していることを確認しており、 今年についても 先月上り	
		ついく活力度が落らくいるとの指 摘がなされております。	認しており、今年についても先月より 新芽が出ていることも確認しておりま	
		現状の「毎木調査番号29,34,	す。	
		35,36,38,40」について、	いちょうの活力度調査については6月	

No.	通し	審議会委員からのご意見	回答	
	番号			
		事業者の調査方法に基づく場合の	頃に調査を行う予定であり、事後調査	
		現状の活力度について調査をされ	報告書で報告する予定です。また、来	
		るお考えはありますでしょうか?	年以降についても工事の完了後まで毎	
		(データの取得年代が異なるため、	年6月頃に調査を行い、事後調査報告	
		最新のデータに基づく議論があっ	書を毎年提出して報告する予定です。	
		たほうが良いと思慮します。)		
15	54	「将来の植生遷移の道筋を描くダ	今後の事業進捗に応じて植生遷移を含	横田委員
	56	イヤグラム」が求められています	めたより具体的な植栽管理計画につい	
		が、図 8.6-12 の他にどのようなダ	て検討し、本移植の計画について事後	
		イヤグラムが必要か、両者のイメー	調査報告書を 2033 年 9 月頃に提出し	
		ジをすり合わせる必要があるので	て報告する予定です。	
		はないでしょうか。		

## **■**建設前 **■**建設後

